

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 5 日

所管団体  
関係業界団体 御中

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（第2版）」の策定について  
(周知依頼)

日頃より、経済産業行政へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜については、平成 30 年 12 月 7 日の事務連絡にて「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（初版）」をお知らせしたところですが、今般、下記の内容で改訂を行い、（第2版）を策定しましたのでお知らせいたします。

貴団体内及び貴団体に所属する事業者等におかれましては、下記事項の周知を図っていただき、添付資料に基づき PCB 含有塗膜の調査を進めていただくとともに、PCB 廃棄物を適正に処理いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 令和元年 12 月、無害化処理認定制度の対象となる PCB 廃棄物に 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等を追加する制度改正が措置されたことで、廃棄後の PCB 含有塗膜の大部分は低濃度 PCB 廃棄物に該当すると考えられるため、調査対象として明確に位置付けることとしました。
- また、「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）」（環循規発第 1910112 号・環循施発第 1910111 号）及び「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（環循規発第 1910114 号・環循施発第 1910113 号）により、調査における技術的課題への対応方法についても明確化されたことから、これらについても調査方法に位置付けることとしました。
- その他、PCB 含有塗膜の発見事例や、環境省が実施したタンクに係るモデル調査の結果等についても追加しました。

以上

<添付資料>

○「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（第2版）」

（以下を含む；）

別添 1-1 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（周知依頼）」（経済産業省→業界団体等宛て事務連絡 令和元年10月）

別添 1-2 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（環境省→自治体廃棄物部局宛て通知 令和元年10月）

別添1-2別紙「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法」

別添 2 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）」（令和元年10月）

別添 3 「塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について（通知）」（平成31年2月）

参考 1 PCB含有塗膜の発見事例

参考 2 タンクに係る PCB含有塗膜モデル調査結果

<参考情報>

○PCB特別措置法に基づく届出等

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full19.pdf>

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb\\_soukishori/](http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/)

○PCB廃棄物の処理委託先

- ・低濃度：廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

- ・高濃度：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

○無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（環境省報道発表）

<https://www.env.go.jp/press/107555.html>

<本事務連絡に関する問合せ先>

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

担当：酒井 [sakai-mami@meti.go.jp](mailto:sakai-mami@meti.go.jp)

石堂 [ishido-sae@meti.go.jp](mailto:ishido-sae@meti.go.jp)

TEL：03-3501-4665